

生活習慣病管理料について

令和6年度の診療報酬改定により、高血圧症、脂質異常症及び糖尿病を主病で受診されていて「特定疾患管理料」を算定されていた患者さまについては、「生活習慣病管理料」へ移行となりました。

患者さまには、主病に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する指導内容、検査結果等を記載した「療養計画書」を患者さまの同意のもとに作成し、療養管理を行ってまいります。

なお、「療養計画書」には、患者さまのご署名が必要となりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。